

2024

旭川しんきんレポート

旭川信用金庫の現況

【2023年4月1日→2024年3月31日】

— 情報編 —



経営理念

「明日をひらく」

～自らの成長でお客さまや地域の発展を実現する～

経営姿勢

- 人を大切にします
- この街と歩みます
- 暮らしを豊かにします



地域で最も信頼されなくてはならない金融機関を
めざしてまいります

Contents

- ごあいさつ 1
- 2023年度 事業運営方針 3
- 事業性評価に基づく伴走支援を強化する 5
- 暮らしに関わる課題解決を強化する 9
- 地域活性化の中心となり「つなぐ」活動を徹底する .. 11
- 人づくりの追求・組織づくりの追求 14
- 2023年度 業績ハイライト 16
- 直近単体財務諸表 17
- リスク管理態勢 19
- コンプライアンス態勢 20
(法令等遵守方針、経営者保証に関する取組方針ほか)
- トピックス(サステナビリティに関する取り組み) ... 26
- 総代会等に関する情報開示 27
- 役員・組織図 29
- 主な事業の内容・沿革 30
- 営業地区・店舗・ATMコーナー 31
- おかげさまで110周年 33

旭川しんきんの概要

(2024(令和6)年3月末現在)

名称	旭川信用金庫 (旭川市指定金融機関)
本店所在地	北海道旭川市4条通8丁目
創立	1914(大正3)年4月11日
出資金	21億55百万円
会員数	5万453人
預金	1兆28億円
貸出金	3,513億円
店舗数	40店
常勤役員数	378人(うち、常勤役員9人)

ごあいさつ

日頃より格別のお引き立てを賜り厚くお礼申しあげます。

わが国経済は、コロナ禍からの脱却により社会経済活動の正常化が進み、また、日経平均株価の史上最高値更新などもあり、景気回復への期待感が高まっております。一方で海外に目を向けると、ウクライナや中東をはじめとする地政学リスクの増大や波乱が予想されるアメリカ大統領選挙など、不確実性の高い状況が続いており、わが国の景気を下押しするリスクも懸念されております。

当地域においても、コロナ禍後の業績回復がみられる一方で、人口減少・少子高齢化の進展に伴う慢性的な人手不足や後継者難が続くなど、課題が山積しております。

金融面では、2024年3月に日銀がマイナス金利政策を解除し、これから「金利ある世界」が本格化していくことから、金融政策の正常化を見据えたリスク・マネジメントの重要性が増しております。

当金庫の中期経営計画「ASKデザイン2022」の2年目にあたる2023年度は、「感謝を込めてありがとうを伝えよう」をスローガンに掲げ、風通しのよい職場の構築などに全力で取り組んでまいりました。

お客さまと地域に対しては、基本方針「課題解決型営業の追求」のもと、事業性評価に基づく伴走支援の強化、くらしに関わる課題解決の強化、地域活性化の中心となり「つなぐ」活動の徹底に全力で取り組んでまいりました。

その結果、一定の業績を収めることができ、会員ならびに取引先各位の温かいご支援・ご愛顧に、心から感謝申しあげます。

当地域経済は、経済活動の正常化で持ち直しつつありますが、人口減少・少子高齢化といった構造的な課題を抱えており、今後も厳しい状況が続くものと思われまます。

そうしたなかで創立110周年を迎えた当金庫は、資金繰支援や本業支援、あるいは、再生支援のみならず、地域社会が抱える課題に全力で取り組んでまいります。

「お客さまの幸せを実現し、地元を元気にする」という変わらない使命を果たすため、私たちは自らの変革に取り組み、お客さまのお役に立つ組織、職員が「やりがい・働きがい」を実感できる組織を作り上げてまいります。お客さまに寄り添うことで共感し合い、信頼関係を深めて、地域で最も信頼される信用金庫をめざしてまいります。

今年度も当金庫の現況をご理解いただくため、ディスクロージャー誌を作成いたしましたので、ご高覧賜りますようお願い申しあげます。

2024(令和6)年6月

会 長 原田直彦

理事長 武田智明

2023年度 事業運営方針

経営理念 「明日をひらく」
～ 自らの成長でお客さまや地域の発展を実現する ～

中期経営計画 **ASKデザイン2022**
～ 従来にとらわれないイノベーションによりお客さまと地域の未来を描き実現する～
(計画期間 2022年4月～2025年3月)

めざす姿
お客さまの幸せを実現し、地元を元気にすることで、職員も幸せになり、
当金庫が存在価値を高め、「地域で最も信頼され、なくてはならない金融機関」になる

スローガン **感謝を含めてありがとうを伝えよう**

重点戦略

- 1. リレバン戦略
リレーションシップの追求による持続可能なビジネスモデルの確立
- 2. DX戦略
デジタル化推進による新たな価値の創造と業務・働き方改革の実現
- 3. 店舗戦略
店舗のあり方再考によるお客さまと地域・職員・金庫の三方よしの実現
- 4. サステナビリティ戦略
SDGs・脱炭素化への取組強化による社会課題の解決

基本方針 1
課題解決型営業の追求

- 重点施策 -

- ① 事業性評価に基づく伴走支援を強化する
- ② 暮らしに関わる課題解決を強化する
- ③ 地域活性化の中心となり「つなぐ」活動を徹底する

基本方針 2
人づくりの追求

- 重点施策 -

- ① 共感し信頼関係を構築できる人財を育てる
- ② 金融プロとしての実力と高いモラルを有する人財を育てる
- ③ 「当事者意識」を持った自ら考え挑戦する人財を育てる

基本方針 3
組織づくりの追求

- 重点施策 -

- ① 「風通しのよい職場」を構築し改革を進める
- ② コンプライアンス態勢を強化しモラルを高める
- ③ 活動量と生産性を追求し適正収益を確保する

共有すべき価値観 お客さま本位 やりがいの実感 当たり前のことを当たり前徹底して取り組む

当金庫の中期経営計画「ASKデザイン2022」の2年目にあたる2023年度は、「感謝を含めてありがとうを伝えよう」をスローガンに掲げ、風通しのよい職場の構築などに全力で取り組んでまいりました。

お客さまと地域に対しては、基本方針「課題解決型営業の追求」のもと、事業性評価に基づく伴走支援の強化、暮らしに関わる課題解決の強化、地域活性化の中心となり「つなぐ」活動の徹底に全力で取り組んでまいりました。

2024年度、創立110周年を迎えた当金庫は、資金繰支援や本業支援、あるいは、再生支援のみならず、地域社会が抱える課題に全力で取り組んでまいります。

ホスピタリティ運動

旭川信用金庫は、ホスピタリティ行動指針「ホスピタリティ・ウェイ」を定め、お客さま本位を組織風土にし、お客さまに喜ばれる仕事をとおして、経営理念を実践していくホスピタリティ運動を推進しています。

当金庫は、「ホスピタリティ・ウェイ」に基づく「私たちの誓い」を宣言し、役職員一同、みなさまのしあわせづくりに邁進します。

行動宣言

私たちの誓い

1. お客さま本位を徹底します
2. さわやかマナーを徹底します
3. 金融プロとしての実力を身につけます
4. 自ら考え自ら行動し、ともに考えともに行動します
5. 使命を共有し、地元に貢献し続けます

旭川信用金庫は「私たちの誓い」を宣言しみなさまのしあわせづくりに邁進します

旭川しんきん

課題解決型営業とSDGs宣言

当金庫は、国連で採決されたSDGsの趣旨に賛同し、率先して「事業」「くらし」「地域」の課題解決に取り組み、SDGs達成に貢献します。

お客さまと地域に向けた取り組み

- 8 働きがいも経済成長も: 創業支援、本業支援、経営改善支援、事業性評価活動
- 17 パートナーシップ 目標を達成しよう: 産官学金の連携、SDGsの普及活動
- 11 住み続けられるまちづくりを: 資産運用・資産形成、ライフサポート、まちづくり、芸術文化支援

環境保全推進 ESG関連商品・投資先

- 6 きれいな水
- 7 再生可能エネルギー
- 12 持続可能な消費と生産
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさも守ろう

就業サポート 人材教育

- 1 貧困をなくそう
- 2 健康と福祉をすすめる
- 4 質の高い雇用を創出
- 9 産業とイノベーションに貢献する経済を促進

当金庫内の取り組み

- 3 健全な経済を促進: 健康経営推進
- 5 性別平等をすすめる: 女性活躍推進
- 8 働きがいも経済成長も: 働き方改革推進
- 10 人や国の不平等をなくそう: 障がい者雇用
- 12 持続可能な消費と生産: 環境負荷低減
- 16 公正な裁判と法の府

SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))とは、2015年9月の国連サミットにおいて全会採決された、2030年までに達成すべき国際目標で、17の目標と169のターゲットから構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

旭川信用金庫の『サステナビリティ基本方針』

当金庫は、お客さまと地域に真摯に向き合い、持続可能な地域社会の実現に貢献するため、「サステナビリティ基本方針」を制定いたしました。本方針に掲げる「あるべき姿」と「なすべき戦略」に基づき、経営の重要課題としてサステナビリティを推進してまいります。

サステナビリティ基本方針

当金庫は、経営理念のもと、サステナビリティを経営の重要課題と捉え、「お客さまと地域」ならびに「役職員と当金庫」に対する課題にサステナビリティの価値観を実装・実践することで、持続可能な地域社会の実現に貢献します。

1. あるべき姿
「今日も明日も幸せであり続けられる」地域社会の実現に貢献する信用金庫
2. なすべき戦略
 - (1)「お客さまと地域」に対する課題
 - ① 環境や社会に寄与する取り組みへの支援強化
 - ② 健康で豊かなくらしを実現するための支援強化
 - ③ 環境保全や社会課題に関する発信・対話・連携の強化
 - (2)「役職員と当金庫」に対する課題
 - ① 環境や社会に貢献する活動の推進と人材の育成
 - ② 多様な人材が個性と能力を発揮できる職場の構築
 - ③ 環境や社会の変化に柔軟に対応できる経営基盤の確立

※1) サステナビリティとは、「世代を超えてすべての人々が幸せであり続けられる世界」を実現しようという考え方や行動のことをいいます。

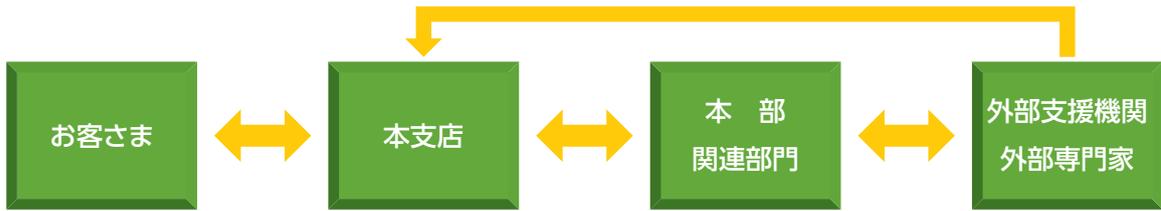
※2) 当金庫のサステナビリティの取り組みは、26ページにも掲載しております。

事業性評価に基づく伴走支援を強化する

事業性評価に基づき、お客さまのライフステージに応じた幅広い支援に取り組んでいます。



お客さまと面談し、事業内容を詳細に把握のうえ、財務諸表に表れにくい経営資源を見出していきます。ローカルベンチマークや経営デザインシート等を活用し、お客さまと真摯に向き合う中で発見できる経営課題を共有し、資金繰支援、本業支援、経営改善・再生支援等に全力で取り組みます。



【主な取組事項】

- ◇ 営業店を3ブロックに分け、それぞれに本部の専担者を張り付けて、営業店と協働し、「より深く」事業者さまの資金繰支援や経営改善・再生支援を実施
- ◇ 政府系金融機関との協調支援を実施(政府系の資本性ローン導入と同時にプロパー支援)
- ◇ 当金庫の融資商品である「しくまファンド」等を活用し、運転資金の円滑化や新たな事業展開につながる資金を支援

【ベンチマーク】

◆メイン先(融資残高1位)数・割合の推移 [単位:社]

	2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末
全融資先	5,396	5,486	5,485
うちメイン先	1,952	2,093	2,101
割合	36.2%	38.2%	38.3%

◆ライフステージ別の融資先数・融資残高 [単位:社、億円]

		創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
融資先数	2022年3月末	591	305	2,379	254	200
	2023年3月末	629	307	2,278	352	215
	2024年3月末	626	401	2,414	210	207
融資残高	2022年3月末	183	143	962	68	117
	2023年3月末	200	120	988	113	99
	2024年3月末	198	189	1,024	66	94

●創業期…創業、第二創業から5年まで、成長期…売上高平均で直近2期が過去5期の120%超、安定期…売上高平均で直近2期が過去5期の120%から80%、低迷期…売上高平均で直近2期が過去5期の80%未満、再生期…要管理先、破綻懸念先、実質破綻先(創業期を徐く)+条件変更先

「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫は、お客さまに経営者保証を求める場合や、お客さまから経営者保証の見直し等の申し出があった場合は、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき誠実に対応しています。

◆経営者保証のガイドラインの活用状況 [単位:件]

	2021/4~2022/3	2022/4~2023/3	2023/4~2024/3
新規に無保証で融資した件数	828	973	1,997
保証契約を解除した件数	160	127	578
新規融資件数	3,696	4,197	4,492
新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資割合	22.40%	23.18%	44.46%
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	1	0	2
※ うち、メイン行としての成立件数	1	0	0

※当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る。

創業支援・本業支援

旭川しんきん開業応援団

2015年2月に当金庫本部内に「創業サポートデスク」を設置。専門スタッフにより、事業計画の作成支援や資金計画のアドバイス等を行っています。お客さまの創業への「思い」をカタチにする段階から資金調達まで、「旭川しんきん開業応援団」を構成する各支援機関と連携し、幅広いサポートを行っています。



旭川しんきん 創業アワード

地域の活力を促す事業に果敢にチャレンジし、他の模範となる創業間もない事業者さまを表彰することを目的に開催しています。

第7回となる2023年度は、右記の事業者さまが受賞されました。



最優秀賞	Son&Heir株式会社 代表者 南 亜太良 さま
優秀賞	一児一会合同会社 代表者 西岡 拓真 さま
応援賞	Attic cafe 代表者 古屋 千織 さま
応援賞	フェムケアサロンmoana 代表者 伊藤 綾 さま
選考委員賞	株式会社あさびか 代表者 小山 登生 さま

【ベンチマーク】

◆創業支援先数

[単位:先]

	支援内容				
	創業計画の策定支援	プロパー融資	信用保証付き融資	政府系金融機関や創業支援機関の紹介	ベンチャーへの助成金・融資・投資
'21/4~'22/3	97	14	83	0	0
'22/4~'23/3	143	13	101	0	0
'23/4~'24/3	118	11	89	0	0

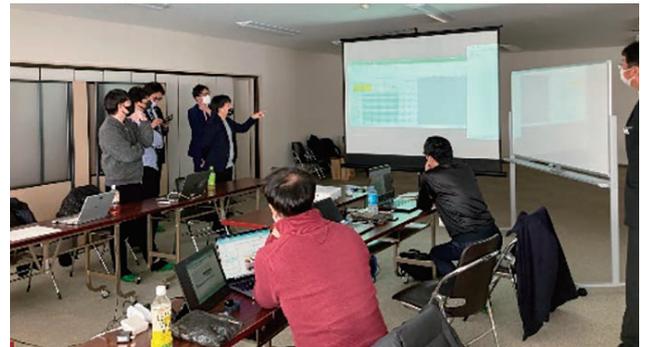
有料職業紹介事業「トライアルワークセンター」

当金庫では、有料職業紹介事業所「トライアルワークセンター」を通じて、就労による地域定着と企業の人材確保に取り組んでいます。2024年3月末までの求職紹介者数累計275名、職場体験受入数累計190名、就職者数累計106名となりました。



首都圏副業人材の活用

お取引先地元企業のIT関連課題に対して、業務提携先である首都圏企業「株式会社CEspace」の持つ「TECH人材コミュニティ」を活用。業務委託の形で短期支援を行っています。現在までに9社の支援を行い、好評を得ています。



販路拡大支援



北海道産食品の展示商談会への参加や首都圏の高質スーパーマーケット等への販路拡大支援等、2023年度も各種ツールや情報提供を行い、お客さまの販路拡大支援を進めています。

海外ビジネスセミナー



人口増加や所得水準の向上が見られる国外市場へ販路開拓を見出す事業者は年々増加傾向にあり、海外8都市に職員を駐在している信金中央金庫と連携し「海外ビジネスセミナー」兼「個別相談会」を開催しました。

【ベンチマーク】

◆販路開拓支援先

[単位:社]

	販路開拓支援先	うち、地元	うち、地元外	うち、海外
'21/4~'22/3	84	62	21	1
'22/4~'23/3	121	90	17	14
'23/4~'24/3	106	68	10	28

●地元=旭川エリア、富良野エリア

●販路開拓支援先=ビジネスマッチング解決先+商談会・販売会・駅マルシェ・FOODEX JAPAN参加先

◆専門家派遣件数

[単位:件]

	専門家派遣件数	うち、事業承継	うち、販売促進他
'21/4~'22/3	215	31	184
'22/4~'23/3	234	24	210
'23/4~'24/3	193	66	127

事業承継支援

将来の事業承継に向けての準備、後継者不在・育成などの後継者問題、相続・税金対策など事業承継に係る様々なお悩みに対し、円滑な事業承継に向けた支援を行っています。

セミナーのご案内やお取引先へ呼びかけを行うとともに、事業承継の外部専門家と当金庫の職員が訪問し、個別のご相談にも対応しています。

◆相談件数

2021年度	73件
2022年度	48件
2023年度	127件

旭川しんきん産業振興奨励賞

当金庫の創立70周年を記念に創立した財団「旭川しんきん地域振興基金」が主催する賞で、地域振興に寄与する新製品などを開発した旭川・富良野地区の事業者さまを対象に表彰を行っています。

第32回となる2023年度は、右記の事業者さまが受賞されました。



振興賞 ハルキッチン
「捕獲したエゾシカを食卓へ。東川町初のジビエ専用解体処理施設の開設」

奨励賞 北海製麺株式会社
「北海道ブランド米『ゆめぴりか』の米粉100%の米粉麺の製造」

奨励賞 日本醤油工業株式会社
「しょうゆ搾ろ布のアップサイクリングによる新商品開発事業」

審査委員長賞 高砂酒造株式会社
「旭農高日本酒プロジェクト」

志有塾(若手経営者の会)

変化の激しい環境に適応できる経営者として、必要な知識の習得と塾生相互の啓発を通じて事業の発展を推進し、地域社会の活性化に寄与する人材を輩出することを目的に運営しています。



資金繰支援

当金庫では本部の専担者がお取引の本支店担当者と協働し、「より深く」事業者さまの資金繰支援や経営改善・再生支援を実施しています。2023年度は、特にコロナ融資先への伴走支援型特別保証制度を活用した支援に力を入れました。

経営改善・事業再生支援

当金庫は、経営改善や事業再生を必要とされるお客さまに対し、北海道信用保証協会や北海道中小企業再生支援協議会等の外部機関などとも連携し、お客さまの経営改善や事業再生に向けて積極的に取り組んでいます。

【活用できる経営改善・事業再生施策】

1. 専門家派遣制度
2. 北海道中小企業活性化協議会を活用した施策(経営改善計画策定支援事業、収益力改善支援、事業再生支援、再チャレンジ支援)
3. 北海道信用保証協会の経営改善支援事業を活用した施策(専門家派遣、経営診断、経営改善計画策定支援、経営サポート会議)
4. 再生ファンドを活用した再生手法(会社分割の際の新会社出資引き受けなど)

経営改善支援の取組実績 (2023年4月～2024年3月)

		(単位:先数)				(単位:%)		
		期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取組先数 α	αのうち期末に 債務者区分が ランクアップした先数 β	αのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった先数 γ*	αのうち 再生計画を 策定した先数 δ	経営改善支援 取組率 α/A	ランクアップ率 β/α
正常先	①	4,261	0	0	0	0.0%	—	—
要 亮	うちその他要注意先	1,031	119	8	106	11.5%	6.7%	84.9%
	うち要管理先	1	0	0	0	0.0%	—	—
破綻懸念先	④	85	9	1	8	10.6%	11.1%	88.9%
実質破綻先	⑤	97	1	0	1	1.0%	0.0%	100.0%
破綻先	⑥	29	0	0	0	0.0%	—	—
	小計(②～⑥の計)	1,243	129	9	115	10.4%	7.0%	85.3%
	合計	5,504	129	9	115	2.3%	7.0%	85.3%

*期末にランク変化の無い先。

【ベンチマーク】

◆メイン先のうち経営指標が改善した先

[単位:社、億円]

	メイン先			うち経営指標が改善した先		
	2022/3	2023/3	2024/3	2022/3	2023/3	2024/3
先数	1,952	2,093	2,101	1,322	1,565	1,624
融資残高	970	973	970	686	773	786

●経営指標が改善した先=売上・売上高営業利益率・労働生産性・従業員数のいずれかが増加または良化した先

◆貸付条件変更先の状況

[単位:社]

	条件変更総数	計画1期目未到来先等	好調先	順調先	不調先
2022/3	149	65	11	38	35
2023/3	165	77	14	44	30
2024/3	152	76	9	44	23

●好調先=売上目標比120%超、順調先=同80%以上～120%以下、不調先=同80%未満

- 「当金庫の地域密着型金融の取組状況」～金融仲介機能のベンチマーク～は、当金庫のホームページでも開示していますのでご確認ください。

【URL】 <https://www.shinkin.co.jp/ask/about/plan.html>



くらしに関わる課題解決を強化する

個人のお客さまのさまざまなご相談にお応えしています



時代の変化とともにみなさまのライフスタイルは多様化しています。当金庫では、個人のお客さまのそれぞれのライフステージに適した課題解決に取り組んでいます。お客さまのライフイベントに関する情報提供、取扱商品の紹介や家族構成からライフプランに関する相談等も行っています。

資産形成	各種ローン	年金
相続	ライフプラン	専門家のご紹介

お客さま本位のコンサルティング

お客さまのさまざまなご相談にお応えするにあたって、お客さまの最善の利益を意識し、ご資産の状況、お取引の目的、リスクに関する考え方、将来に向けてのライフプラン等を踏まえ、さまざまな課題の解決に向けた最適なご提案を行います。

商品やサービスのご利用開始後も、投資環境やお客さまのニーズ、ライフプランの変化等に応じ、必要な情報の提供とコンサルティングを継続していきます。そのためにも、厳選した商品やサービスをラインナップするとともに、利益相反等、お客さまの不利益に十分留意しご提案を行っていきます。



ふやす・のこす

(各種資産運用のご相談)

「お金を少しでも増やしたい。でも、リスクがあり不安」。当金庫はそうしたお客さまの声に対して、「くらしの課題解決に関する基本方針」のもと、お客さま一人おひとりのライフプランに合った資産形成・資産運用をご一緒に考えます。

そなえる

(保険、相続・贈与、年金のご相談)

当金庫は、お客さまの万が一のために、さまざまな備えをご用意しています。次のようなご意向がありましたら、お気軽に最寄りの店舗にご相談ください。

- ①相続に備えたい
- ②病気・ケガに備えたい
- ③老後に備えたい

かりる

(各種個人ローンのご相談)

マイホーム・マイカーのご購入、お子さまのご入学やご結婚など人生にはいろいろなイベントがあります。当金庫は、お客さまのその時々イベントに必要な資金ニーズにお応えするため、各種ローンをご用意しています。お客さまの資金ニーズに迅速に対応し、お客さまに合った商品をご提供させていただきます。

地域活性化の中心となり「つなぐ」活動を徹底する

自治体との連携

営業エリアの2市11町1村の自治体と包括連携協定を締結し、まちづくりや地域経済の活性化を推進しています。

包括連携協定を締結している自治体(カッコ内は締結年度)

旭川市(2015.12)、富良野市(2016.7)、愛別町(2017.9)、鷹栖町(2017.9)、上富良野町(2017.10)、美瑛町(2017.11)、比布町(2017.11)、上川町(2017.11)、東神楽町(2017.12)、東川町(2018.2)、中富良野町(2018.3)、占冠村(2018.3)、南富良野町(2018.3)、当麻町(2021.3)

包括連携協定締結自治体との交流会

当金庫と包括連携協定を締結している当金庫エリア内の2市11町1村の自治体および北海道上川総合振興局との第5回目となる交流会を11月に開催しました。

今回は、旭川市立大学、旭川工業高等専門学校の2校に地域連携の具体的な取り組み、今後の方向性についてお話をいただきました。



駅マルシェ2023の開催

2023年9月16日～18日の3日間、旭川市が開催する「食べマルシェ」と同時に「駅マルシェ」を開催しました。

JR旭川駅構内外に77事業者が出店し、167,000人の方々にご来場いただき道北地域の製品を楽しんでいただきました。



旭川しんきんユースチームの取り組み

当団体は旭川のまちづくり・ひとづくりを目的とする高校生・大学生からなる学生組織です。

2023年4月から活動を開始し、中心市街地活性化の取り組みを中心に、イベント開催・運営、金融教育等の企画・運営を学生主体で実施しました。今後も各種活動を通して地域活性化やスタッフの能力向上を目指します。



あさひやま"もっと夢"基金への寄附

2008年9月の募集を第1回とする旭山動物園の「あさひやま"もっと夢"基金」を応援する定期預金の寄附は、2023年5月で15回を数え、累計額は4,730万円となりました。



地域活性化プロジェクト「じもとたいせつ」

大雪山近郊の地域活性化とまちなかの賑わいを創出するため、旭川市1条通7丁目アッシュアトリウム内に、それぞれの地元の大切なものを集めた自動販売機を設置しました。
(信金中央金庫のわがまち基金を利用した地域活性化プロジェクトです。)

1台目が非常に好評で、2023年7月に2台目を設置。2024年3月末時点で販売個数累計1,413個となり、売上推計160万円超となっています。



鹿児島県南さつま市との交流を応援

2015年9月の募集を第1回とする旭川市と鹿児島県南さつま市(旭川市と姉妹都市)との交流を応援する定期預金では、南さつま市の特産品を懸賞品に採用しています。

旭川しんきんSNSのご紹介



旭川信用金庫では各SNSを利用し、当金庫の情報やお客さまの情報等、地元のおささまざまな情報を広く発信しています。当金庫のSNSをフォローして、ぜひご覧ください。また、当金庫SNSにて情報発信をご希望の方は、お近くの当金庫本支店窓口または課題解決推進部へご相談ください。



ASKゆうゆう倶楽部

当金庫で公的年金をお受け取りのお客さまは「ASKゆうゆう倶楽部」の会員となり、パークゴルフ大会や旅行などの行事にご参加いただけます。2023年度に開催した行事をご紹介します。各種行事につきましては、都度、当金庫本支店の掲示板やホームページ等でご案内いたします。

●パークゴルフ大会

予選大会は地区ごとに2023年8月22～24日、決勝大会は同9月6日に実施しました。



●宿泊旅行

「なばなの里と東海地方を巡る4日間の旅」を3班に分けて催行しました。



子どもたちへの金融教育の取り組み

各高校からのインターンシップ受け入れ(10月~11月)



あさひかわキッズタウンへの参加(11月)



養護学校生徒の金庫内見学(12月)



旭山動物園児童動物画コンクール

当金庫の創立90周年時から「旭川市旭山動物園児童動物画コンクール」を支援しています。

数多くの応募の中から「旭川しんきん賞」を選出し、表彰しました。



小学生低学年の部



小学生高学年の部



旭川しんきんジョイントコンサート

地元の中高校生の文化的活動を支援し「音楽のまち旭川」のさらなる発展を応援する第7回旭川しんきんジョイントコンサートを開催しました。旭川明成高等学校吹奏楽部、旭川市立東光中学校吹奏楽部、旭川市立中央中学校吹奏楽部による素晴らしい演奏で観客を魅了しました。



職員による活動—地域貢献の取り組みおよびクラブ活動

職員による地域貢献活動等は、当金庫の創立60周年(1974年)時から若手職員が中心となる「みんなでやる運動」として開始し、毎年取組計画を立てて活動しています。2023年度は、各店の店舗周辺や旭川市内公園の清掃ボランティア、取り組みの店舗は限られますが献血を行いました。また、コロナ禍もあり4年振りとなりましたが、役職員約130名で烈夏七夕まつりに参加し、山車を引きながら練行、3条通でのパフォーマンスなど、旭川の夏を盛りあげました。



当金庫では、10クラブが活動しています。活動をととして、職員同士の交流や絆を強め、職場の活性化を図っています。



人づくりの追求・組織づくりの追求

当金庫の価値観を共有

旭川信用金庫は、ホスピタリティ行動指針「ホスピタリティ・ウェイ」を定め、お客さま本位を組織風土にし、お客さまに喜ばれる仕事を通して、経営理念を実践していくホスピタリティ運動を推進しています。

当金庫は「ホスピタリティ・ウェイ」に基づく「私たちの誓い」を宣言し、役職員一同、みなさまのしあわせづくりに邁進しています。

『感謝を込めてありがとうを伝えよう』

2023年度は「感謝を込めてありがとうを伝えよう」をスローガンとし、風通しの良い職場づくりをさらに進めてまいりました。

新中期経営計画「ASKデザイン2022」で掲げる、従来にとらわれないイノベーションを行い、お客さまと地域の未来を描き実現する職場風土の醸成をめざしています。

職員にさまざまな成長の機会を提供

当金庫は、豊かな人間性と専門性を兼ね備えた金融プロの育成に努めています。階層別の育成、自己研鑽の支援、公的資格取得に向けた支援、日々の業務・課題解決型営業の実践によるOJTや各種サポートなど、職員一人ひとりが自ら考え行動し、成長・活躍できる組織風土の醸成に取り組んでいます。

各種研修・勉強会の開催

各種研修の実施や暮らしに関するさまざまな勉強会を開催し、職員のスキルアップやライフプランの提案など各種課題解決力の向上に努めています。

関連部署が連携した営業店サポートチームが主体となった「合同トレーナー」により、若手職員のレベルアップに努めています。



キャリア・コンサルティング制度

当金庫では仕事に対するモチベーションの向上、組織の活性化等を図ることを目的に、自らのキャリアを考えるキャリア・コンサルティング制度を導入しています。希望者は当金庫内部、もしくは外部のコンサルタントを選択して、キャリア・コンサルティングを受けられ、多くの職員が利用しています。



メンター制度

配属先以外の先輩職員（メンター）が、新入職員（メンティ）の職場内での不安・悩みや問題の解決を援助して職場生活をサポートする役割を果たし、双方が成長することを目的としてメンター制度を行っています。

メンター活動を通じて、職員間のネットワークが広がり、職場全体が活性化することをめざしています。

eラーニング・システム



時間や場所を選ばずに、いつでもどこでも学習でき、受講者個人にとって必要なことを学べる場の提供として、eラーニング・システムを導入しています。

公的資格取得に対する支援

職員のスキルアップのために、通信講座受講や検定試験等を推奨し、合格者や修了者には受験料の全額補助を、また公的資格等の取得に対する奨励金の支給を行っています。

主な公的資格取得者数

中小企業診断士	9名	証券アナリスト	3名
宅地建物取引士	27名	農業経営アドバイザー	11名
FP1級・CFP	14名	第二種衛生管理者	4名
FP2級	251名	医療経営コンサルタント	1名

マイスター制度

マイスターは、所属長が推薦する候補者の中から、業務知識が豊富で優れた対応能力を持ち、率先して取り組みできる職員を「マイスター」として任命しています。また、研修のトレーナーとしての役割も担い他の職員の範となっています。1年の終わりには、理事長はじめ役員への活動報告会を行い、各自の活動報告を行っています。



役員との対話

自己成長に繋げる機会として、理事長を交え参加職員が普段考えていること等を忌憚なく話し合う「オフサイトミーティング」を行っています。



女性の活躍推進

「一般事業主行動計画」を策定し、女性の活躍を推進しています。

また、出産を希望する女性職員が安心して出産・子育てを経て職場復帰ができるように、産前産後休暇および育児休暇の制度を設け、女性が長く働ける職場環境整備を進めています。

●一般事業主行動計画(2022年4月1日~2025年3月31日)

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うために、3つの目標を掲げています。

目標1 上級管理職の女性人数を5名から8名にする

2024年3月末現在 3名

目標2 女性の融資・得意先係および本部への配属を28名から33名にする。

2024年3月末現在 32名

目標3 入庫10年間の女性職員定着率を69%から70%にする

2024年3月末現在 67.33%

●産前産後休暇・育児休暇の取得

職場での理解が進み、制度の利用者が増加しています。

2023年度まで累計で27名(職員21名、サポートスタッフ6名)が制度を利用しました。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

当金庫では、ワーク・ライフ・バランスを図るため不要な残業の削減と有給休暇の取得を推進しています。

時間管理を徹底し、年間の平均退店時間を早める工夫をしています。これにより、帰宅後の家族や友人との時間・自己研鑽の時間が、より多く持てるようになりました。

このほか、5連続休暇を含む休暇取得計画を各本店が年度当初に作成し、有給休暇の取得推進にも努めています。

「多様な働き方推進事業者」認定・表彰を受けました

当金庫は、旭川市が進めるワーク・ライフ・バランスの実現など誰もが安心して働くことができる職場環境づくりについて、積極的に取り組んでいる「多様な働き方推進事業者」として認められ、プラチナ認定と人材育成・働きがい区分表彰を受けました。



パート職員の正職員への登用制度

2008年8月から、パート職員(サポートスタッフ)の希望・勤続年数・能力・勤務態度等に基づく、正職員への登用制度を開始しています。

各種イベントへの参加推奨

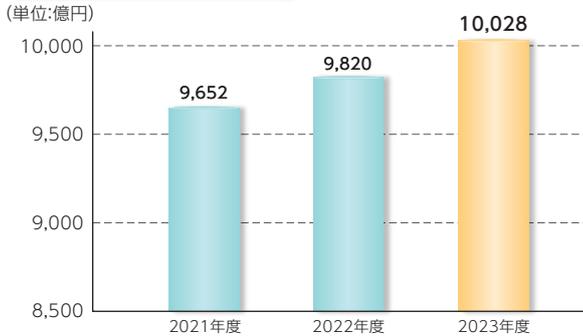
当金庫では各種イベントへの参加推奨を行っています。職員等の健康管理の一環として一部マラソン大会やバーサーロペット・ジャパンへの参加料補助も行っていきます。

2023年度 業績ハイライト

預金の状況

残高 **1兆28億**円
前年度比207億(2.11%)増加

3月末残高では、2024年3月末で初めて1兆円を超えました。



貸出金の状況

残高 **3,513億**円
前年度比162億(4.86%)増加

コロナ禍で苦しむ事業者さまの伴走支援に徹底的に取り組んでいます。

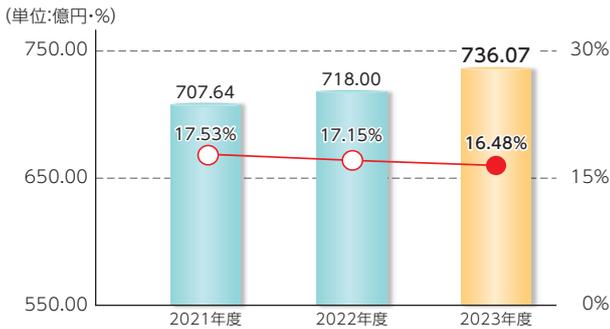


自己資本の状況

自己資本比率 **16.48%**

金融機関の健全性を示す基準となる水準(国内基準4%)を大きく上回っています。

自己資本の額 **736億7百万**円



信用金庫法開示債権および金融再生法開示債権の状況

不良債権比率 **2.54%**

万全な不良債権処理を行い、健全経営を貫いています。

不良債権残高 **89億82百万**円



損益の状況

当期純利益 **21億4百万**円

当期純利益は21億4百万円計上しました。安定した収益体質の構築に努めています。



経営効率

●全国トップクラスの生産性です

役職員一人当たりの預金高

(単位:億円)



指定金融機関

●旭川市をはじめ8市町村の指定金融機関です

旭川市、富良野市、比布町、愛別町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村の8市町村と旭川医科大学の指定金融機関です。



直近単体財務諸表

貸借対照表 (資産の部)

(単位：百万円)

科目	2022年 3月末	2023年 3月末	2024年 3月末
現金	6,069	6,954	6,284
預け金	445,942	462,861	472,118
買入金銭債権	1,080	582	10,999
金銭の信託	5,145	5,289	36,212
有価証券	294,300	299,199	334,544
国債	89,589	101,715	113,661
地方債	45,366	35,546	26,088
社債	70,954	70,445	84,582
株式	1,973	2,228	3,669
その他の証券	86,416	89,264	106,543
貸出金	328,343	335,081	351,368
割引手形	509	677	778
手形貸付	12,261	15,237	15,149
証書貸付	297,056	300,189	313,070
当座貸越	18,515	18,977	22,368
その他資産	5,743	6,004	7,548
未決済為替貸	104	116	331
信金中金出資金	4,293	4,293	5,653
前払費用	2	1	1
未収収益	1,151	1,294	1,325
金融派生商品	—	177	—
その他の資産	190	120	236
有形固定資産	6,346	6,491	6,316
建物	2,512	2,365	2,179
土地	3,117	3,117	3,000
建設仮勘定	—	5	5
その他の有形固定資産	716	1,002	1,130
無形固定資産	132	157	198
ソフトウェア	111	137	178
その他の無形固定資産	20	20	20
前払年金費用	718	831	953
繰延税金資産	980	2,715	2,709
債務保証見返	619	681	815
貸倒引当金	△ 5,125	△ 5,306	△ 5,123
(うち個別貸倒引当金)	(△ 4,700)	(△ 4,676)	(△ 4,514)
資産の部合計	1,090,296	1,121,543	1,224,946

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科目	2022年 3月末	2023年 3月末	2024年 3月末
預金積金	963,104	982,086	1,002,868
当座預金	27,523	26,625	30,204
普通預金	502,469	538,351	568,566
貯蓄預金	5,742	6,061	6,087
通知預金	691	880	735
定期預金	402,080	391,276	376,203
定期積金	13,782	12,648	11,704
その他の預金	10,813	6,242	9,366
譲渡性預金	2,180	—	—
借入金	52,000	15,000	24,300
債券貸借取引受入担保金	—	56,151	126,995
その他負債	2,089	990	1,404
未決済為替借	140	173	356
未払費用	79	72	98
給付補填備金	3	2	1
未払法人税等	374	245	38
前受収益	73	95	91
払戻未済金	81	75	38
払戻未済持分	—	42	80
職員預り金	241	238	238
金融派生商品	1,002	—	369
その他の負債	92	44	92
賞与引当金	242	241	247
役員賞与引当金	11	14	14
役員退職慰労引当金	113	127	145
睡眠預金払戻損失引当金	202	196	171
偶発損失引当金	112	108	101
債務保証	619	681	815
負債の部合計	1,020,674	1,055,597	1,157,063
出資金	2,256	2,182	2,155
普通出資金	2,256	2,182	2,155
利益剰余金	69,026	70,065	72,081
利益準備金	2,336	2,256	2,182
その他利益剰余金	66,689	67,808	69,899
特別積立金	65,300	66,600	67,700
当期末処分剰余金	1,389	1,208	2,199
処分未済持分	△ 1	△ 1	△ 0
会員勘定合計	71,280	72,245	74,236
その他有価証券評価差額金	△ 1,658	△ 6,299	△ 6,353
評価・換算差額等合計	△ 1,658	△ 6,299	△ 6,353
純資産の部合計	69,622	65,945	67,882
負債及び純資産の部合計	1,090,296	1,121,543	1,224,946

注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	9,439	9,609	9,991
資金運用収益	7,705	7,822	8,205
貸出金利息	4,505	4,488	4,615
預け金利息	546	579	666
有価証券利息配当金	2,551	2,652	2,818
その他の受入利息	101	101	104
役務取引等収益	1,228	1,235	1,286
受入為替手数料	502	455	455
その他の役務収益	725	780	830
その他業務収益	321	340	173
国債等債券売却益	216	232	114
国債等債券償還益	0	4	-
その他の業務収益	104	104	58
その他経常収益	182	211	326
貸倒引当金戻入益	-	-	91
償却債権取立益	6	170	60
株式等売却益	85	8	79
金銭の信託運用益	-	19	50
その他の経常収益	90	13	43
経常費用	7,463	8,065	7,547
資金調達費用	63	57	59
預金利息	58	50	48
給付補填備金繰入額	1	0	0
譲渡性預金利息	1	0	-
借入金利息	0	0	0
債券貸借取引支払利息	1	4	8
その他の支払利息	1	1	1
役務取引等費用	557	558	594
支払為替手数料	64	41	42
その他の役務費用	492	516	552
その他業務費用	657	1,546	1,097
外国為替売買損	44	616	806
国債等債券売却損	129	188	156
国債等債券償還損	475	732	123
その他の業務費用	7	9	10
経費	5,671	5,595	5,451
人件費	3,153	3,167	3,177
物件費	2,300	2,198	2,063
税金	217	228	211
その他経常費用	513	308	345
貸倒引当金繰入額	308	217	-
株式等売却損	118	6	19
金銭の信託運用損	54	59	158
その他の経常費用	32	26	167

(単位：百万円)

科目	2021年度	2022年度	2023年度
経常利益	1,975	1,544	2,444
特別利益	0	0	-
固定資産処分益	0	0	-
特別損失	21	8	227
固定資産処分損	21	8	2
減損損失	-	-	225
税引前当期純利益	1,954	1,536	2,216
法人税、住民税及び事業税	530	367	85
法人税等調整額	144	39	27
法人税等合計	674	406	112
当期純利益	1,279	1,129	2,104
繰越金(当期首残高)	109	79	95
当期末処分剰余金	1,389	1,208	2,199

- 注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 1,200千円
3. 子会社との取引による費用総額 509,111千円
4. 出資1口当たり当期純利益 485円39銭
5. 建て替えおよび店舗内店舗への移行が決定した店舗の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
旭川市内	営業用店舗 (5店舗)	建物	107,746千円
		土地	116,610千円
		その他	944千円
			225,300千円

営業用店舗については営業店(本店、各支店(出張所含む))ごとに継続的な収支の把握を行っていることから、原則各営業店をグループの最小単位としております。本部、福利厚生施設、店外ATM等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取り扱っております。

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額です。

6. 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、1,254,810千円であります。
7. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	2021年度	2022年度	2023年度
当期末処分剰余金	1,389,452	1,208,891	2,199,388
積立金取崩額	80,588	73,776	27,361
利益準備金限度超過取崩額	80,588	73,776	27,361
剰余金処分額	1,390,247	1,187,280	2,085,926
普通出資に対する配当金(年4%)	90,247	87,280	85,926
特別積立金	1,300,000	1,100,000	2,000,000
繰越金(当期末残高)	79,793	95,387	140,824

注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2024年6月10日開催の第88回通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、「監査法人ライトハウス」の監査を受けております。

2023年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)ならびに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2024年6月11日

旭川信用金庫

理事長 **武田 智明**

リスク管理態勢

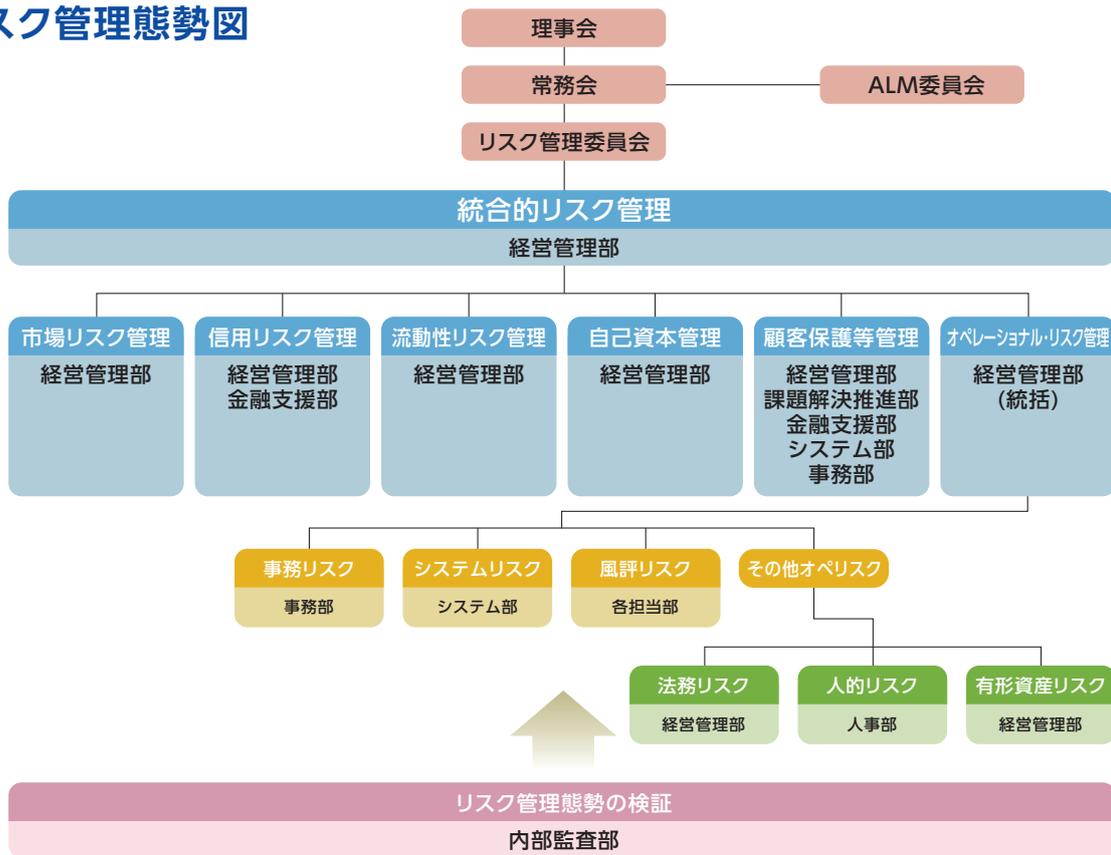
リスク管理態勢について

当金庫では、経営の健全性を維持するため、リスク管理を経営の最重要課題として位置づけ、各種リスク状況を正確に把握し、適切にコントロールできるリスク管理を実施しております。

当金庫は、「リスク管理の基本方針」および「リスク管理規程」を制定し、毎年度、リスク管理の具体的な実践計画として、「リスク管理プログラム」を策定し、適時見直すことによりリスク管理態勢の充実を図っております。

また、経営に重大な影響を与えるリスク情報は、すみやかに経営陣へ報告する態勢をとっております。

●リスク管理態勢図

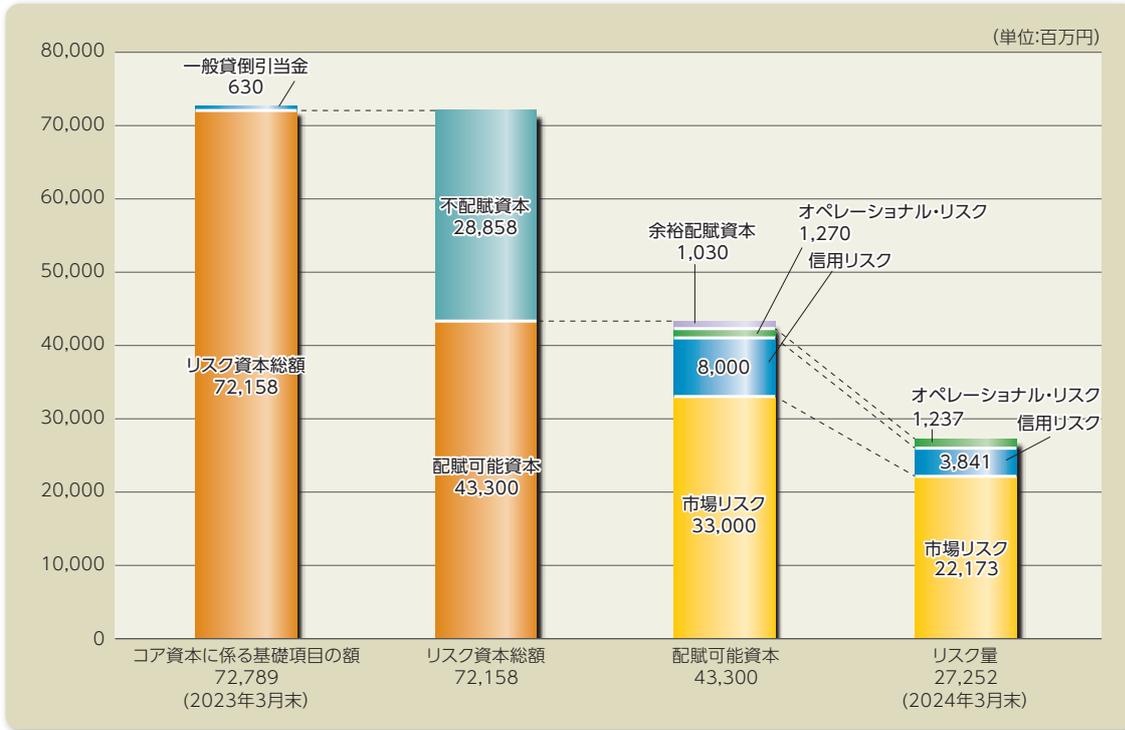


●リスクの分類

統合的リスク管理	直面するリスクを総体的に捉え、統合的なリスク管理を行うために、リスク管理委員会を設置しております。統合的リスクの管理対象は、「市場リスク」「信用リスク」「流動性リスク」「自己資本」「顧客保護等」「オペレーショナル・リスク」としております。
市場リスク管理	金利、有価証券の時価、為替、オフ・バランス項目も含んだ資産の時価の把握など、さまざまな動向をつねに注視し、健全な資産・負債のバランス、収益体質の維持・管理の充実を図っております。
信用リスク管理	貸出資産の健全性を維持するために、審査部門による厳正な審査を行う一方、資産査定部門による資産の自己査定にもとづき、資産の健全性保持に努めております。さらに貸出資産のみならず、信用リスクを有する資産およびオフ・バランス項目(市場取引を含む)について、そのリスク管理を実施しております。
流動性リスク管理	金融環境の変化に対応するため、つねに適正な資金バランスを維持し、適正な支払準備資産を確保しております。また、適切な資金繰り管理のため、資産運用の内容、調達状況等に常時配慮しております。
自己資本管理	自己資本の充実に関する施策を実施し、自己資本充実度の評価および自己資本比率の算定を実施しております。
顧客保護等管理	お客さまからの信頼を第一と考え、法令等を遵守し継続的な改善に努め、お客さま情報の機密性・正確性の確保に努めております。また、お客さまの知識、経験および財産の状況をふまえた適切な情報提供と商品説明を行うために、説明責任態勢の整備・充実に努めております。
オペレーショナル・リスク管理	事務、システム、風評、その他オペレーショナル・リスクの各リスクを管理しております。

統合的なリスク量に関する事項

当金庫では、自己資本の十分性を検証することを目的として、リスク資本配賦を行っております。業務から生じるリスクの顕在化に対する備えである自己資本を、リスク・カテゴリー毎に配賦し、リスク量のモニタリングを通して自己資本の十分性を検証しています。



- 2023年3月末現在のコア資本に係る基礎項目の額を基準として、2023年度の配賦額を決定しております。
なお、2024年3月末現在のコア資本に係る基礎項目の額は74,760百万円となっております。
- リスク資本配賦上の自己資本額(リスク資本総額)は、コア資本に係る基礎項目の額から一般貸倒引当金を除いた額としております。
- すべてのリスクが顕在化した場合でも業務を継続するための備えとして、自己資本比率の6%相当額、自己資本比率算出上のコア資本に係る調整項目および繰延税金資産の合計額を不配賦資本としております。
- 配賦可能資本は、業務を継続しながら損失を吸収し得る安定的な資本として、リスク資本総額から不配賦資本を差し引いた額としております。
- 計測不可能なリスク、計測対象外のリスク、および想定外のリスクに対する備え、並びに新たな戦略展開のための原資として、配賦可能資本から各配賦額を差し引いた額を余剰配賦資本としております。
- リスク量は、以下の方法により算出しております。
 - 【市場リスク】
市場リスクには銀行勘定の金利リスクと価格変動リスクがあり、相関関係を考慮して算出しております。
①銀行勘定の金利リスク
預金、貸出金、預け金および有価証券等の資産と負債において金利変動により発生する予想損失額を統計的手法により算出しております。
 - ②価格変動リスク
有価証券等の市場運用における価格変動リスクであり、為替・株式市場の変動等による予想損失額を統計的手法により算出しております。
観測期間1年、保有期間1年、信頼区間99%のVaRによる算出を採用しております。
 - 【信用リスク】
貸出における倒産確率の高低と非保全金額の大小を反映させた統計的手法により算出しております。
 - 【オペレーショナル・リスク】
1年間の粗利益に15%を乗じて得た額の直近3年間の平均値としております。

コンプライアンス態勢

当金庫は、地域金融機関として地域に根ざした金融機関業務を行っており、一般企業にも増して社会的使命と公共性が高く、より高いレベルのコンプライアンスが求められていると認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題としてとらえております。

当金庫は、「法令等遵守方針」および「コンプライアンス規程」を制定し、またコンプライアンス推進の具体的な実践計画として、「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定しております。本部には、コンプライアンス委員会や統括部署を設置し、各本店にはコンプライアンス責任者を任命するとともに、内部監査部門による業務全般にわたる検証を行っております。

コンプライアンス・マニュアルを全役職員に配付し、勉強会や研修会を繰り返し実施するなど、コンプライアンスに対する意識の浸透・定着を図っております。

経営の透明性と健全性保持のため、常勤監事等による監査を日常的に実施しております。員外監事制度を取り入れているほか、外部監査法人である「監査法人ライトハウス」の厳正な監査を受けるなど、監査体制を強化しております。たえず顧問弁護士とも連携をとり、法令等遵守精神の一層の徹底を進めております。

また、「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」を定め、役職員への教育を行うとともに、組織的安全管理措置を講じております。

法令等遵守方針

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。
2. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を行います。
3. 法令等遵守を徹底することが、社会からの信頼を揺るぎないものとするうえでの当然の基本原則であるにとらえ、役職員一人ひとりが、日々の業務運営の中で着実に実践していきます。
4. 法令等遵守の着実な実践を確保するため、内部管理基本方針に則った適切な内部管理態勢を確立し、自立と自覚に支えられた風通しの良い組織風土を築き上げます。
5. 経営者は、法令等遵守の徹底を自らの責務と自覚し、危機の発生を未然に防止する態勢を整備します。
6. 問題となる行為等が発見・指摘された場合には、事実の隠蔽や解決の遅延がリスクの拡大に直結することを強く認識し、経営者自らの責任において、実態解明と原因究明を行い、迅速な問題解決と徹底した再発防止に努めます。
7. お客さま情報の取り扱いには細心の注意を払い、情報漏洩等の防止に向けた安全管理体制を構築します。
8. 物品・サービスの購入、システムの発注等にあたっては、公正な市場ルールと適正な商習慣に従って誠実に取引を行います。
9. 行政とは健全かつ正常な関係を構築・維持し、公務員等に対し、不当な利益等の取得を目的として贈答や接待は行いません。
10. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。
11. 日頃から適切な事務処理に徹し、お客さまとの意志疎通を十分に図り、トラブル等の未然防止に努めます。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、断固たる態度で関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 反社会的勢力との関係を遮断し、不当要求に対しては断固としてこれを拒絶します。
2. 反社会的勢力による不当要求に対しては、役職員の安全を確保しつつ組織として対応します。
3. 反社会的勢力に対しては、資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、弁護士などの外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

● マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る基本方針

旭川信用金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与対策」という）を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、国際社会の要請に応え、当金庫が犯罪資金の経路として利用されることのないようマネロン・テロ資金供与対策に関する方針を以下のとおり明文化し、一元的な内部管理態勢を構築し、業務を遂行します。

1. 組織態勢

- (1) 当金庫の最高意思決定機関である理事会は、マネロン・テロ資金供与対策の重要性を認識し、その対策に主体的かつ積極的に取り組みます。
- (2) 当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策の責任者および統括部署を定めて一元的な管理態勢を構築し、関係部署連携のもと、組織全体で横断的に対応します。
- (3) 当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策に関して、金庫内の役割を明確にして、適宜適切な措置を講じることができる態勢を整備します。

2. リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与対策

- (1) 当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に関するリスクに対し、各種データを有効に活用し、リスクの特定・評価および各リスクに応じたリスク低減措置を講じるなど、リスクベース・アプローチに基づく適切なリスク管理を実践します。
- (2) リスクの特定・評価およびリスク低減措置については、定期的その有効性を検証し、必要に応じ見直しを行います。
- (3) 特に外国人のお客さまのお取引、海外へのご送金（仕向・被仕向）等については、適切な確認措置等を実施するなど、必要なマネロン・テロ資金供与対策を講じます。
- (4) 適切なフィルタリング・取引モニタリングを実施し、疑わしいお客さまやお取引を的確に検知・監視・分析する態勢を整備します。

3. 取引時の確認

当金庫は、関係法令に基づいたお取引時の確認を実施するとともに、お客さまとお取引の内容、状況等を適切に管理し、反社会的勢力を含め、自らが定める顧客管理を実施できないと判断した不適切なお客さまのお取引等については、お取引の謝罪等のリスクの遮断に努めます。

4. 疑わしい取引の届け出

- (1) 当金庫は、疑わしい取引を適宜適切に検知できる態勢を整備します。
- (2) 当金庫は、疑わしい取引を検知した時は、直ちに当局に届出を行います。
- (3) 当金庫は、疑わしい取引の届出について、適宜適切に対応するため、役職員に対し、関係法令・事務基準・事例資料等に基づき継続的な研修を行い、スキル向上に努めます。

5. 経済制裁および資産凍結

国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施します。

6. 研修等の実施

当金庫は、全役職員に対して、その役割に応じて必要かつ適切な研修等を継続的に実施し、組織全体としてマネロン・テロ資金供与対策への理解を深め、役職員の専門性・適合性等の維持・向上を図ります。

7. 遵守状況の検証

当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策に関する諸施策の遵守状況・実効性を定期的に検証し、必要に応じて改善を行い、継続的に態勢整備に努めます。

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、経営管理部（リスク管理・コンプライアンス・マネロン）を統括部署、経営管理部担当理事を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

個人情報保護宣言 (プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。)、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ(顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等)
- (2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号(運転免許証番号、パスポート番号、個人番号等)

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得するとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取付することはありません。

また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関での借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識、ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

お客さまの個人情報は、

- ① 預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ② 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④ 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤ その他一般に公開されている情報

等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報等を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除く)の利用目的

(業務内容)

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ② 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③ その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取り扱いが認められる業務を含む)

(利用目的)

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づく本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合は、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため(お取引解約・終了後に行うものも含みます。)
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため(法令等による利用目的の限定)

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
 - ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ④ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - ⑦ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑧ 預金口座付番に関する事務のため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申出ください。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求(第三者提供記録の開示も含みます。))があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。

お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

お客さまからの個人情報等の利用目的の通知ならびに個人情報等の開示および第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。

以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等に定めておりましたが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取り扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8.の相談窓口にて、個人データの取り扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取り扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取り扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取り扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監査いたします。

- 監視系・情報系システムの運用・保守に関わる業務
- 出資配当金通知書等の作成・発送に関わる業務
- ATM機器の障害対応に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等を明示し、原則として書面(電磁的記録を含みます)にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取り扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、(1)提供する第三者が所在する外国の名称、(2)当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、(3)提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨およびその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨およびその理由等について情報提供します。

事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記(1)、(2)の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記(3)の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申出ください(ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます)。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取り扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取り扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

旭川信用金庫 お客さま相談室
住 所：〒070-8660 旭川市4条通8丁目
電話番号：0166-26-1161
F A X：0166-25-8584
Eメール：ask311@ashikawa-shinkin.co.jp

●個人データの安全管理に係る基本方針

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人データの適切な安全管理を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。

1. 個人データとは

個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。

2. 個人情報データベース等とは

個人情報を含む情報の集合物であって、次のものをいいます。

- ① 特定の個人情報をコンピューターを用いて検索できるように体系的に構成したもの
- ② ①に掲げるもののほか、含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した集合物であって、目次、索引、符号その他検索を容易にするためのものを有するもの

3. 個人データの安全管理の基本方針

当金庫は、お客さまの個人データの漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人データの安全管理のため安全管理措置を講ずることを基本方針とします。

また、個人データの安全管理に係る基本方針は、継続的に改善をおこなって参ります。

4. 安全管理措置に関する質問および苦情処理の窓口

当金庫は、個人データの安全管理措置に関する質問およびお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人データの取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫お客さま相談室までご連絡下さい。

【個人データに関する相談窓口】

旭川信用金庫 お客さま相談室
 住 所：〒070-8660 旭川市4条通8丁目
 電話番号：0166-26-1161
 F A X：0166-25-8584
 Eメール：ask311@asahikawa-shinkin.co.jp

●内部通報制度

当金庫では、金庫内での不正行為や法令違反行為などの発生またはその恐れのある状況を知った役職員等が直接通報することができる内部通報窓口を設置しています。

窓口で受付した通報については、通報者を保護したうえで、十分な調査・検討を行い、適切に処理しています。

お客さま保護等管理態勢

●顧客保護等管理方針

当金庫は「顧客保護等管理方針」を定め、お客さまの保護を重視する取り組みを進めております。

1. お客さまとの取引に際しては、法令等に従い金融商品の説明および情報提供を適切に実施します。
2. お客さまからの相談・苦情等には適切に対応します。
3. お客さまに関する情報については、法令等に従い適切に取得し安全に管理します。
4. 外部委託先の顧客情報等管理の適切性確保に努めます。
5. 利益相反管理方針に基づき、顧客の利益が不当に害されることのないよう利益相反の管理を適切に行います。

●金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の「重要事項」について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘はおこないません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

●くらしの課題解決に関する基本方針

旭川信用金庫は2017年に「お客さまの資産形成・資産運用に関する基本方針」を制定し、当金庫の経営理念・経営姿勢に基づき、当金庫の企業文化であるホスピタリティ精神のもと、お客さま本位の業務運営を推し進めてまいりました。

本方針の理念は資産形成・資産運用の分野以外にも適用してまいりましたが、今般、方針名称と内容を改正し、お客さまのさまざまな課題への解決提案に対し、より一層幅広く適用することを明確にします。

なお、今後も取組状況については定期的に確認・公表し、方針自体も適宜見直しを行います。

※当金庫は金融庁が制定した「顧客本位の業務運営に関する原則」に示されたすべての原則(注釈部分含む)について採択しています。

【お客さま本位のコンサルティング】

1. ご提案に際しては、お客さまの最善の利益を意識し、ご資産の状況、お取引の目的、リスクに関する考え方、そして将来に向けてのライフプラン等を踏まえ、さまざまな課題の解決に向けた最適なお提案を行います。
2. 商品やサービスのご利用開始後も、投資環境やお客さまのニーズ、ライフプランの変化等に応じ、必要な情報の提供とコンサルティングを継続します。
3. お客さまのさまざまなニーズや課題の解決にお応えできるように、厳選した商品やサービスをラインナップします。なお、取扱商品等の採用に際しては、利益相反等、お客さまの不利益に十分留意し、当金庫の規程に則った審査を行います。

【お客さまにご提供する情報の充実とわかりやすい説明】

1. 各商品やサービスの特性や仕組み、リターンやリスク等について、お客さまのお取引経験や金融に関する知識、および提供する情報の複雑さや重要性の度合いを踏まえ、わかりやすい表現で丁寧にご説明します。
2. ご提案に際しては、提案商品やサービスの選定理由や提案理由についても併せてご説明します。
3. お客さまにご負担いただく手数料や各種の費用について、それがどのようなサービスの対価なのかも含め、しっかりとご説明します。
4. お客さまが複数の商品やサービス、ご購入方法等から選択される際は、それぞれの手数料や仕組み、制度の違い、メリット・デメリット等、適切にご検討、ご判断いただける情報を提供します。

【お客さま本位のくらしの課題解決を実践するための態勢】

1. 高い専門性と倫理観の保持に努め、誠実・公正に業務を行い、お客さまの最善の利益を追求する姿勢とホスピタリティ精神を企業文化として育み、未永くお取引いただけるよう、お客さま本位の良質な商品やサービスを提供します。
2. お客さまへの適切な情報をご提供できるよう、各種の研修等を通じ、職員のスキルアップを図ります。
3. 利益相反の可能性のある提案が行われることのないように、適切な業績評価の仕組みを構築し、お客さまの多様なニーズやご意向を踏まえた、お客さま本位のコンサルティングを実現します。

●利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」という。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫および株式会社旭信ビジネスサービス（以下「当金庫等」という。）が、お客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫等が、契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫等が、契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫等が、契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - (3) 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融ADR制度への対応**●苦情処理措置**

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を本支店または課題解決推進部お客さま相談室（以下「お客さま相談室」という。）で受け付けております。

当金庫のほかに、(社)北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」ならびに(社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」(以下「しんきん相談所」という。)など、他の機関でも相談・苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくはお客さま相談室へご相談ください。

旭川信用金庫 お客さま相談室

住 所：〒070-8660 旭川市4条通8丁目
 電話番号：0166-26-1161 FAX：0166-25-8584 eメール：ask311@asahikawa-shinkin.co.jp
 受付時間：9:00～17:00（当金庫営業日）
 受付媒体：電話、手紙、面談、eメール

**北海道地区しんきん相談所
（一般社団法人北海道信用金庫協会）**

住 所：〒060-0005
 札幌市中央区北5条西5-2-5
 電話番号：011-221-3273
 受付日時：9:00～17:00（信用金庫営業日）
 受付媒体：電話、手紙、面談

**全国しんきん相談所
（一般社団法人全国信用金庫協会）**

住 所：〒103-0028
 東京都中央区八重洲1-3-7
 電話番号：03-3517-5825
 受付日時：9:00～17:00（信用金庫営業日）
 受付媒体：電話、手紙、面談

●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客さま相談室またはしんきん相談所にお申し出があれば、札幌弁護士会の紛争解決センター、もしくは東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

名称	札幌弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階 札幌弁護士会法律相談センター内	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階
電話番号	011-251-7730	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00 13:00～17:00

なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、前記「東京三弁護士会、しんきん相談所または当金庫お客さま相談室」にお尋ねください。

●経営者保証に関する取組方針および「経営者保証ガイドライン」の活用状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

各 位
2023年4月
旭川信用金庫

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

1. お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドライン要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたくえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証の提供を受ける場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

※2023年4月からの取り組みをお知らせいたします。

「経営者保証ガイドライン」の活用状況は5ページ下段をご覧ください。

トピックス

サステナビリティ推進プロジェクト

2022年4月から2年間、本部・営業店の参加メンバーで各種の議論や数多くの取り組みを行い、当金庫のサステナビリティに関する各種の取り組みをリードしてきました。



ワークショップの開催

現在の中期経営計画ASKデザイン2022の重点戦略であるサステナビリティ戦略については、サステナビリティ推進プロジェクトを中心に進めています。そのメンバーのサステナビリティに関する理解を深めるため、ワークショップを開催しました。



SDGsスタンプラリー

役職員一人ひとりのサステナビリティへの関心を高めることを目的に5月に3週間にわたって実施しました。サステナビリティを浸透させるため推進スローガンを制定しました。

**未来のために
今を行動する**

推進スローガン

SDGsカードゲーム大会

カードゲームを通してSDGsに関する職員の理解を高めその方法を地方創生に活かしていくことを目的に開催しました。



古着・古布等の回収協力

古着等をウエスとしてリサイクルしている地元事業所と連携し、古着リサイクルの意義や環境負荷軽減の重要性を地域に発信するべく、役職員から古着・古布の提供を受け、連携事業所を通じてカンボジアへ寄贈しました。



本店の建物に係る省エネ最適化診断の受診

エネルギーの専門家に本店の建物について、エネルギーの管理状況、エネルギーの使用状況、エネルギー削減ポテンシャルの観点から診断していただきました。

診断結果につきましては、今後のエネルギーの省エネに活用していきます。

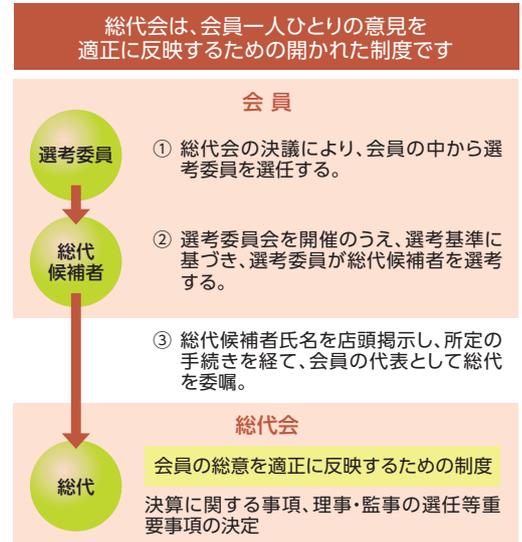
総代会等に関する情報開示

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



総代会制度について

1. 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は100人以上150人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。なお、2024年3月末現在の総代数は119人で、会員数は50,453人です。

2. 総代の選任方法

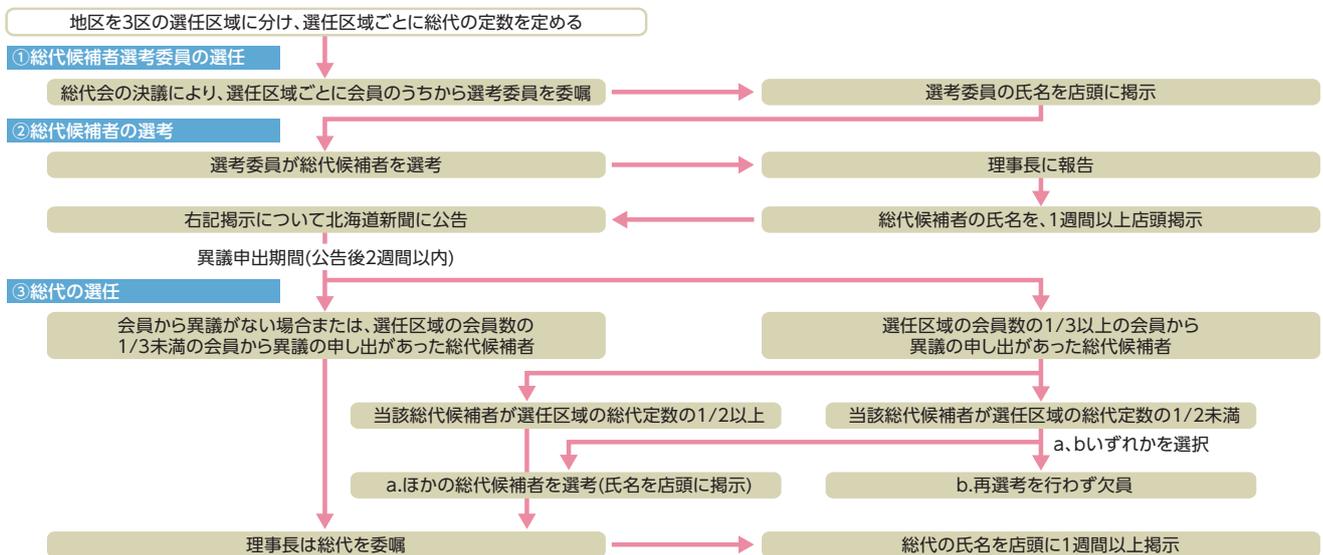
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- (1) 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- (2) 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- (3) 上記(2)により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

※ 総代候補者選考基準

- ① 資格要件
 - ・当金庫の会員であること
 - ・就任時点で満80歳を超えていない方
- ② 適格要件
 - ・総代としてふさわしい見識を有している方
 - ・良識を持って正しい判断ができる方
 - ・人格に優れ、金庫の理念、使命を十分理解している方
 - ・その他、総代選考委員が適格と認めた方

総代が選任されるまでの手続きについて



第88回通常総代会の決議事項

第88回通常総代会(2024年6月10日開催)において、次の事項が決議されました。

1. 報告事項
 - ・第111期(2023年度)業務報告、貸借対照表ならびに損益計算書報告の件
2. 付議事項
 - ・第111期(2023年度)剰余金処分案承認の件
 - ・定款一部変更の件
 - ・会員除名の件
 - ・理事選任の件
 - ・監事選任の件
3. 協議事項
 - ・第112期(2024年度)事業計画の件

総代の氏名

(敬称略、五十音順 氏名の後の数字は総代への就任回数)

選任区	定数 (現総代数)	氏名					
1区 (旭川地区)	98 (96)	秋島 和彦 ^⑫	荒井 保明 ^⑦	荒尾 孝司 ^⑧	石山 実 ^④	井上 雅之 ^①	
		猪股 武 ^③	今井 茂治 ^⑥	薄井タカ子 ^①	遠藤 穰 ^①	及川 浩和 ^①	
		大隅 卓也 ^⑧	太田 早苗 ^②	岡田 佑一 ^⑦	落合 博志 ^⑦	表 豊 ^⑪	
		柏葉 健一 ^④	加藤 範幸 ^⑥	金谷 和文 ^⑨	川島 崇則 ^⑥	川村 純一 ^③	
		岸井 康祐 ^⑤	金 哲一 ^①	楠井 隆明 ^②	後藤 諭一 ^③	媚山 正人 ^①	
		小山 重芳 ^⑥	齋藤 隆 ^②	坂下 光博 ^⑥	佐々木徹雄 ^⑦	佐々木通彦 ^③	
		佐々木雄二郎 ^①	柴田 貢 ^③	進藤 恭司 ^⑥	新谷龍一郎 ^⑦	鈴木 貢 ^②	
		角谷 靖 ^②	関口 浩樹 ^⑪	惣田 敏也 ^③	高 喜久雄 ^③	高嶋 善昭 ^②	
		高橋 徳松 ^③	高橋 敏雄 ^⑧	高橋 秀樹 ^⑪	高橋 仁美 ^④	高橋 雄治 ^②	
		高島 嘉信 ^⑦	瀧田 勝彦 ^②	谷口 茂 ^①	谷脇 勝英 ^②	田村総司郎 ^①	
		鶴岡 久也 ^①	富居 誠吉 ^⑧	中里 幸生 ^③	永田 勇 ^②	中田 光彦 ^③	
		中谷 登 ^②	中村 彰利 ^⑩	長屋 修二 ^②	濁沼 一三 ^⑧	西 康子 ^③	
		西館 勝友 ^⑨	西野目信雄 ^②	西村 仁 ^①	西森 和弘 ^②	西山 陽一 ^⑦	
		新田三千明 ^⑨	野村 幸生 ^⑥	長谷川敦彦 ^④	畠山 好司 ^②	濱岡 雄史 ^①	
		濱塚 隆志 ^⑧	浜松 義弘 ^②	久木佐知子 ^②	藤田 哲也 ^③	堀水 享 ^⑩	
		本田 秀明 ^①	松尾 彰久 ^②	松田 誠一 ^②	三浦 邦昭 ^⑦	美浪 利光 ^②	
		宮田 晃彦 ^③	武蔵 弘毅 ^④	村本 洋 ^⑧	森川 時夫 ^⑥	盛永 喜之 ^③	
		矢澤 勝己 ^③	安田 盛雄 ^⑥	山内 一頼 ^③	山内 朋幸 ^①	山口 勇 ^⑫	
		山崎 與吉 ^⑧	山下 裕久 ^⑦	山本 淳一 ^④	湯浅 義弘 ^⑪	米嶋 均 ^①	
		六車 能久 ^⑩					
2区 (富良野地区)	10 (10)	浅田 正俊 ^⑧	荒木 毅 ^⑧	北川 昭雄 ^②	栗山 卓也 ^③	齊藤 亮三 ^⑥	
		永井 敏広 ^③	西塚 邦夫 ^②	西本 伸顕 ^②	増田 修一 ^②	湯浅 篤 ^②	
3区 (札幌地区)	12 (12)	大作 佳範 ^②	大沼 輝臣 ^⑤	大畑 裕義 ^①	近藤 昇 ^②	関 寛 ^②	
		堂前 元良 ^⑤	中村 安雄 ^⑤	中山 輝善 ^②	橋本 昭夫 ^⑥	村上 幸三 ^④	
		師尾 仁 ^⑥	山仲 啓雅 ^③				

(2024年6月10日現在)

<総代の属性別構成比>

職業別	法人役員 94.0%、個人事業主 2.5%、個人 3.3%
年代別	80歳代 12.7%、70歳代 39.8%、60歳代 34.7%、50歳代 11.8%、40歳代 0.8%
業種別	農業・林業・漁業 0.8%、建設業 30.7%、製造業 14.0%、電気・ガス・熱供給・水道業 0.8%、 運輸業・郵便業 3.5%、卸売業 11.4%、小売業 7.8%、金融業・保険業 1.7%、不動産業 3.5%、 物品賃貸業 0.8%、サービス業 16.6%、宿泊業 1.7%、飲食業 0.8%、娯楽業 1.7%、 医療・福祉 3.5%

※ 業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限ります。
 ※ 構成比の単位未満は、切り捨てています。

役員・組織図

役員

役員・組織図

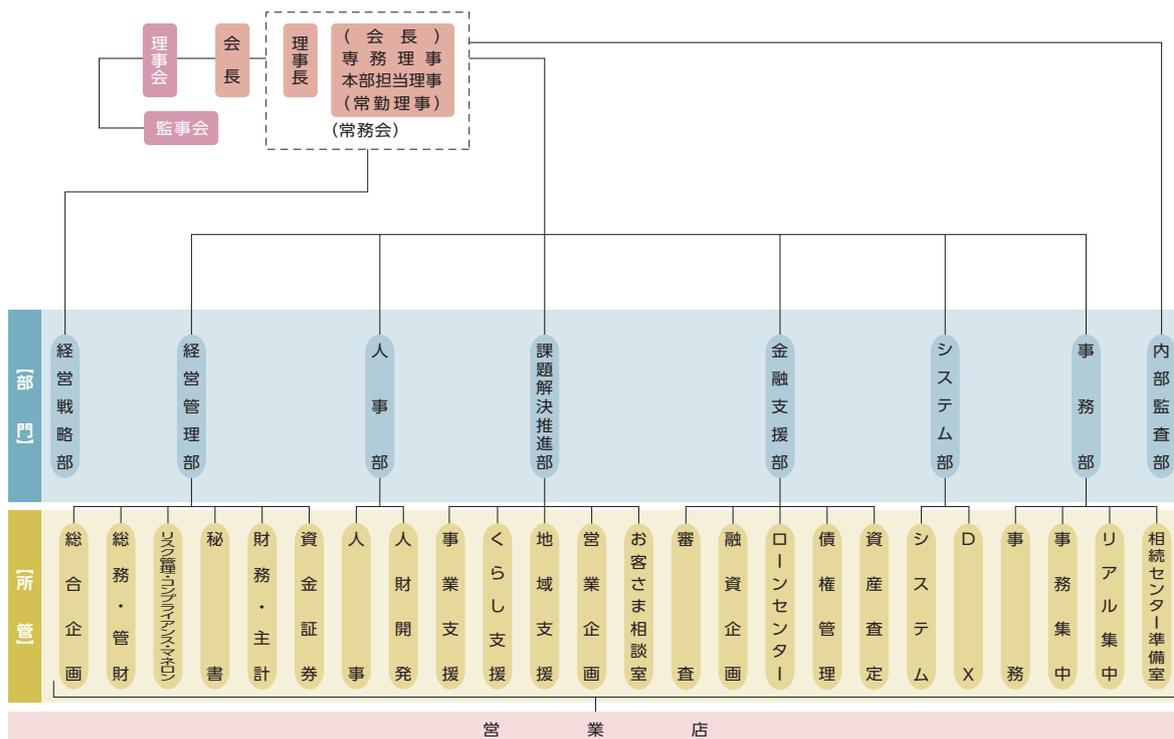


理事 齋藤 隆	理事 青沼 幸司	常勤理事 後藤 正則	常勤理事 石田 裕一	常勤監事 近藤 靖彦	員外監事 増田 広通	監事 安斉 聡
常勤理事 宮田 文彦	常務理事(代表理事) 一戸 均	会長(代表理事) 原田 直彦	理事長(代表理事) 武田 智明	常務理事 八鍬 英昭	常勤理事 三上 朋弘	

※ 理事 齋藤隆は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※ 監事 増田広通は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

(2024年6月10日現在)

組織図



(2024年4月1日現在)

主な事業の内容・沿革

主な事業の内容

1. 預金および定期積金の受け入れ
 2. 資金の貸付および手形の割引
 3. 為替取引
 4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証または手形の引き受け
 - (2) 有価証券(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものおよび短期社債等を除く。(6)および(7)において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)または有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - (3) 有価証券の貸付
 - (4) 国債証券、地方債証券もしくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引き受け(売り出しの目的をもってするものを除く。)ならびに当該引き受けに係る国債証券等の募集の取り扱いおよびはね返り玉の買い取り
 - (5) 金銭債権の取得または譲渡およびこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - (6) 短期社債等の取得または譲渡
 - (7) 有価証券の私募の取り扱い
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人福祉医療機構、日本銀行、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本酒造組合中央会、独立行政法人労働者健康安全機構、一般社団法人しんきん保証基金、一般社団法人全国石油協会
 - (9) 次に掲げる者の業務の代理または媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
 - ① 金庫(信用金庫および信用金庫連合会)
 - ② 銀行
 - ③ 信用協同組合および中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条第1項第1号の事業を行う協同組合連合会
 - ④ 労働金庫および労働金庫連合会
 - ⑤ 農業協同組合(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第3号の事業を行うものに限る。)および農業協同組合連合会(同号の事業を行うものに限る。)
 - ⑥ 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第4号の事業を行うものに限る。)、漁業協同組合連合会(同法第87条第1項第4号の事業を行うものに限る。)、水産加工業協同組合(同法第93条第1項第2号の事業を行うものに限る。)および水産加工業協同組合連合会(同法第97条第1項第2号の事業を行うものに限る。)
 - (10) 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の代理または媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
 - 信金中央金庫
三井住友信託銀行
りそな銀行
 - (11) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取り扱い
 - (12) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (13) 振替業
 - (14) 両替
 - (15) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - (16) 金融等デリバティブ取引(5)および(9)に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - (17) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次または代理(信用金庫法施行規則に定めるものを除く。)
 - (18) 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
 - (19) 金の取り扱い
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託
 - (2) 当せん金付証券法により定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売
 - (3) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - (4) 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - (5) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務

沿革

1914年 4月	有限責任旭川信用組合設立
1943年 8月	市街地信用組合に改組、有限責任を削除し、旭川信用組合と改称
1948年12月	預金量1億円突破
1950年 4月	中小企業等協同組合法による信用組合に改組
1951年10月	旭川信用金庫に改組
1953年10月	創立40年、本店新築落成
1954年12月	預金量10億円突破
1957年 4月	道内信金初の本部制度実施
1963年12月	預金量100億円突破
1966年12月	日銀との当座勘定取引開始(東北・北海道の信金で初めて)
1968年 1月	預金量市内金融機関中トップに立つ
4月	電子計算機稼働開始
1969年10月	新本店完成(現本店)
1976年 6月	預金量1,000億円突破、札幌支店開設
1977年 3月	道内信金初の店外CD設置(長崎屋旭川店)
1981年10月	自営オンラインスタート
1982年 5月	(株)旭信ビジネスサービス設立
11月	預金量2,000億円突破
1984年11月	(財)旭川しんきん産業情報センター設立
1985年 5月	札幌支店新築移転(現店舗)
1990年12月	預金量3,000億円突破
1991年 4月	「新経営理念」制定
1992年10月	「旭川しんきん産業振興奨励賞」創設
1995年 7月	「ASK調査レポート」創刊、年4回発行
1996年 6月	第1回「旭川しんきんASK会」開催
1997年 4月	ASKネット全店稼働開始
1998年 9月	「旭川市指定金融機関」の指定を受ける

1999年12月	預金量5,000億円突破
2002年 1月	富良野信用金庫と合併
5月	住宅ローンセンターオープン
2003年 1月	新オンラインシステム稼働
2004年 2月	旭川医大、独立行政法人後の「指定金融機関」となる
2005年 9月	営業店窓口営業時間の延長(午後4時まで)
2007年 6月	ATM時間外利用手数料の完全無料化開始
2008年 3月	地域貢献室を設置
2010年 8月	「ホスピタリティ・ウェイ」発刊
2011年11月	新顧客組織「ASKゆうゆう倶楽部」発足
2012年 3月	「地域振興部」の新設
2014年 4月	創立100周年
10月	文書管理センター完成
2015年 4月	文書管理システムの導入
4月	ロゴデザインの一部変更
2016年 7月	当麻支店の建て替え
9月	「第1回 旭川しんきん創業アワード」表彰式
11月	結婚相談所「A・YELL(アエール)」の開設
11月	南六条出張所の建て替え
2017年 3月	「課題解決推進部」の新設
2018年10月	上富良野支店の建て替え
11月	駅前支店の廃店
11月	平岸支店の建て替え
2020年8月	西支店を「しあわせ応援プラザ西」にリニューアル
9月	トライアルワークセンターオープン
2021年9月	北星支店の建て替え
2023年1月	新オンラインシステム稼働、すべてのATMを新機種に入れ替え
2024年3月	預金量1兆円突破

営業地区・店舗・ATMコーナー

営業地区・店舗・ATMコーナー

営業地区 (18市16町1村)

上川地区 旭川市・東神楽町・東川町・当麻町・上川町・愛別町・比布町・鷹栖町・美瑛町・富良野市・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村

空知地区 深川市・滝川市・上砂川町・奈井江町・岩見沢市・美瑛市・三笠市・芦別市・歌志内市・砂川市・赤平市・南幌町・新十津川町

石狩地区 札幌市・江別市・北広島市・石狩市・千歳市・恵庭市

後志地区 小樽市

日高地区 日高町



(2024年5月末現在)

店舗

店名	所在地	電話番号	自動サービスコーナー
旭川市内 (25店) (0166)			
本座支店	旭川市4条通8丁目	26-1161	◎
西支店	旭川市4条通8丁目(本店内)	26-1161	◎
北星支店	旭川市旭町2条3丁目	51-3107	◎
神楽支店	旭川市神楽4条4丁目	61-0131	◎
神楽支店西神楽特別出張所	旭川市神楽4条4丁目(神楽支店内)	61-0131	◎
神楽支店南出張所	旭川市神楽岡14条3丁目	65-2231	◎
東支店	旭川市4条通19丁目	31-1361	◎
東支店南六条出張所	旭川市南6条通25丁目	31-3611	◎
末広支店	旭川市末広1条1丁目	51-4186	◎
末広支店春光出張所	旭川市春光4条7丁目	52-7723	◎
新旭川支店	旭川市東6条3丁目	24-1251	◎
東旭川支店	旭川市東旭川北1条5丁目	36-2121	◎
豊岡支店	旭川市豊岡4条2丁目	31-1416	◎
永山支店	旭川市永山3条18丁目	48-2271	◎
流通団地支店	旭川市永山3条18丁目(永山支店内)	48-2271	◎
近文支店	旭川市緑町15丁目	51-1421	◎
神居支店	旭川市神居2条10丁目	61-4663	◎
東光支店	旭川市東光9条4丁目	31-4191	◎
あたご支店	旭川市豊岡8条5丁目	32-1271	◎
緑が丘支店	旭川市緑が丘3条3丁目	65-3131	◎
忠和支店	旭川市忠和5条6丁目	62-4500	◎
東光東支店	旭川市東光4条7丁目	34-0232	◎
末広北支店	旭川市末広4条4丁目	51-3411	◎
永山南支店	旭川市永山7条5丁目	47-5881	◎

※複数の店舗が同一建物内で営業を行っています。

店名	所在地	電話番号	自動サービスコーナー
旭川市近郊 (5店)			
比布支店	上川郡比布町西町2丁目	0166-85-2323	
愛別支店	上川郡愛別町字本町179	01658-6-5121	
上川支店	上川郡上川町南町1048	01658-2-1878	
当麻支店	上川郡当麻町3条東3丁目	0166-84-2322	
美瑛支店	上川郡美瑛町本町1丁目	0166-92-2141	◎
札幌市内 (5店) (011)			
札幌支店	札幌市中央区南1条西6丁目	271-1131	
平岸支店	札幌市豊平区平岸3条12丁目	824-3201	
東北通支店	札幌市白石区栄通7丁目	851-5311	
栄町支店	札幌市東区北42条東15丁目	751-9511	
琴似支店	札幌市西区琴似2条2丁目	614-6541	
富良野市・近郊 (5店) (0167)			
富良野支店	富良野市日の出町10番2号	23-6551	◎
富良野支店南富良野出張所	空知郡南富良野町字幾寅	52-2651	
富良野支店占冠出張所	勇払郡占冠村字占冠中央	56-2321	
上富良野支店	空知郡上富良野町中町2丁目	45-3141	◎
中富良野支店	空知郡中富良野町本町9番1号	44-2111	

(注)【自動サービスコーナー】

◎は、土曜日・日曜日・祝日稼働店です。

旭川市内の店舗では朝8時から夜8時までご利用いただけます。

ATM (平日・土曜日・日曜日・祝日 稼働)

名称	住所	振込		入金		支払		稼働時間	
		現金	カード	通帳	カード	通帳	カード	開始	終了
イオンモール旭川駅前	旭川市宮下通7丁目	×	○	○	○	○	○	8:00	20:00
JR旭川駅前	旭川市宮下通8丁目	×	○	○	○	○	○	8:00	20:00
フィール旭川	旭川市1条通8丁目	×	○	○	○	○	○	10:00	19:30
西出張所	旭川市1条通2丁目	×	○	○	○	○	○	8:00	20:00
銀座出張所	旭川市3条通14丁目	×	○	○	○	○	○	8:00	20:00
ザ・ビッグ宮前通	旭川市宮前1条3丁目	×	○	○	○	○	○	8:00	20:00
メガセンターライオン旭川店	旭川市6条通14丁目	×	○	○	○	○	○	9:00	20:00
スーパーアークスパルプタウン	旭川市パルプ町1条2丁目	×	×	×	×	×	○	9:00	17:00
流通団地出張所	旭川市流通団地2条3丁目	×	○	○	○	○	○	平日 9:00	19:00
イオン旭川永山店	旭川市永山3条12丁目	×	○	○	○	○	○	8:00	20:00
MEGADON・キホーテ旭川店	旭川市春光1条8丁目	×	○	○	○	○	○	9:00	20:00
ダイイチ花咲店	旭川市春光1条8丁目	×	○	○	○	○	○	9:00	20:00
旭町出張所	旭川市旭町1条11丁目	×	○	○	○	○	○	8:00	20:00
イオンモール旭川西店	旭川市緑町21丁目	×	○	○	○	○	○	9:00	20:00
ウェスタン川端店	旭川市川端町7条10丁目	×	○	○	○	○	○	開店時刻	20:00
コープさっぽろ東光店	旭川市豊岡1条5丁目	×	○	○	○	○	○	開店時刻	20:00
スーパーアークス東光	旭川市東光10条7丁目	×	○	○	○	○	○	9:00	20:00
コープさっぽろツインハーブ	旭川市旭神3条5丁目	×	○	○	○	○	○	開店時刻	20:00
ザ・ビッグ緑が丘店	旭川市緑が丘東3条1丁目	×	○	○	○	○	○	9:00	20:00
ベストム東神楽店	上川郡東神楽町ひびり野南1条5丁目	×	○	○	○	○	○	9:00	20:00
地下鉄大通駅	地下鉄南北線北側改札口	×	×	×	×	×	○	9:00	19:00
若葉出張所	富良野市若葉町12番5号	×	○	○	○	○	○	平日 8:00	21:00
								9:00	17:00
								平日 8:45	18:00

※は、他金融機関との共同設置稼働店です。時間内は無料ですが、時間外手数料は他幹事金融機関の定めによります。

(2024年5月末現在)

おかげさまで110周年

110
周年

預金残高1兆円突破

2024年3月末残高で、預金残高1兆28億円となりました。

110周年ロゴマークの制定

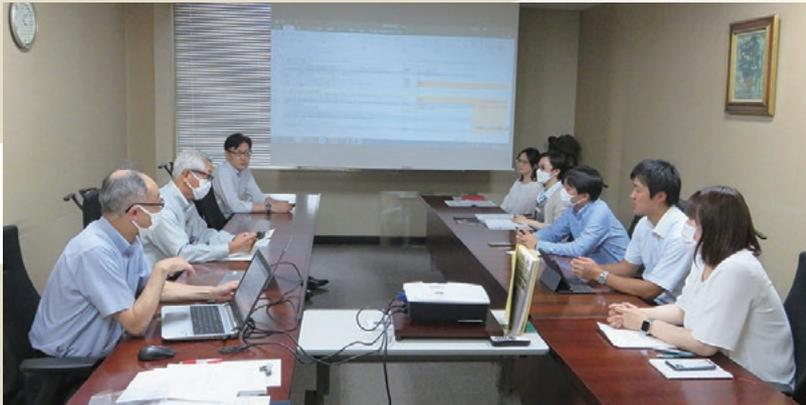


110周年となる2024年度は、改めてお客さまに感謝の念をささげ、当金庫の使命や目指す姿の実現に向け邁進してまいります。

「組織の変革」を大きなテーマとし、お客さまのお役に立つ組織、職員一人ひとりが活躍し、やりがいと働きがいを実感できる組織を目指します。

業務中の私服着用を開始しました

私服委員会等で議論を重ね、職員の自主性を重んじた職場環境の構築と多様な働き方を推進するため、2024年1月より私服を着用することといたしました。



創立100周年記念式典



富良野信用金庫との合併



第1回「旭川しんきんASK会」



電子計算機稼働開始



旧本店外観

1914年4月11日 有限責任旭川信用組合設立

2024 旭川信用金庫の現況 表紙に使用の絵画

旭川近郊・富良野近郊に在住の方が描いた“旭川近郊の風景”の油彩・水彩画を一般公募し、毎年1点以上購入する「旭川しんきんカレンダー絵画募集展」を開催し、地域貢献活動として地元の文化活動を後援しています。

審査の結果、大賞となった作品を当金庫のカレンダーとディスクロージャー誌の表紙に採用し、みなさまに旭川近郊の美しい風景を紹介しています。

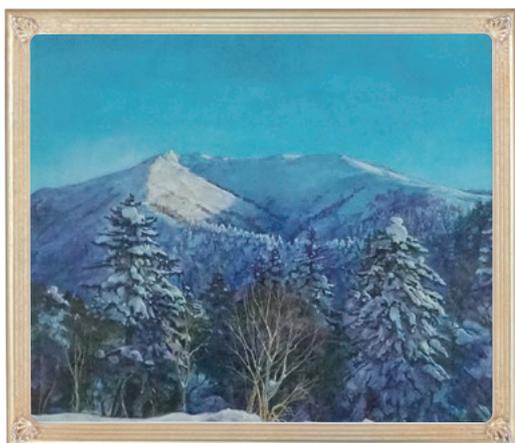
第14回 旭川しんきんカレンダー絵画募集展

準大賞

題名 「晴天の富良野岳 如月」
作者 齊藤 玄輔 様

大賞

題名 「そばの花咲く丘」
※ 本ディスクロージャー誌 表紙の絵画
作者 宮西 隆生 様



新人賞

題名 「ひとときの清涼」
作者 今 勝俊 様

奨励賞

題名 「春の白樺街道」
作者 館小路 裕範 様

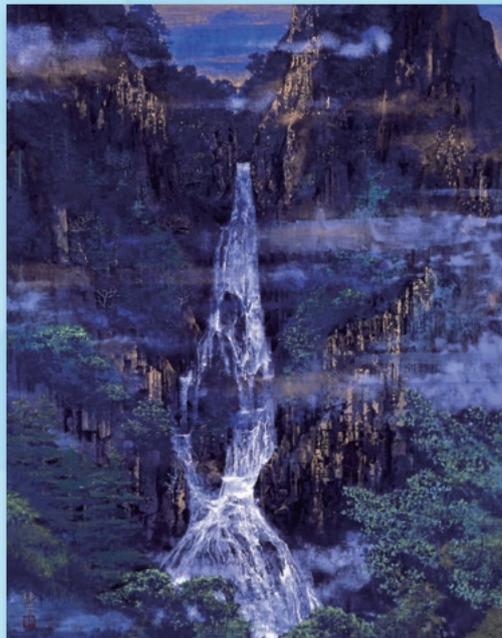
題名 「初冬の上富良野」
作者 新木 仁 様



旭川信用金庫コレクション
日本美術の最高峰 後藤純男 画伯



山峡新緑



層雲峡



雪晴れ

■後藤純男美術館

1997年上富良野町に美術館開館。2002年には新館が完成し展示室が大幅に拡充され、生涯にわたる作品約130点が展示されています。



〒071-0524

北海道空知郡上富良野町東4線北26号

☎0167-45-6181 URL:<https://gotosumiomuseum.com>

●旭川信用金庫のディスクロージャー誌は、当金庫のホームページに掲載しておりますので、閲覧を希望されるお客さまは、下記のウェブサイトからご覧ください。

<https://www.shinkin.co.jp/ask/about/disclosure.html>

スマートフォン等からは、こちらの二次元コードからもアクセスすることができます。

